

Ⅲ 歴代救済委員からのメッセージ



—— 初代の救済委員を務めて ——

薄木 宏一

(在任期間 平成 21 年 4 月～24 年 3 月)

1 はじめに

平成 21 年 4 月 1 日、札幌市は「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、子どもの権利救済機関（以下「権利救済機関」という。）が設立され、私は最初の代表救済委員である市川啓子教授とともに救済委員に選任されました。

最初の問題は、対内的には、相談員・調査員・救済委員の役割についての確認をし、対外的には、この機関を市民にどのように認知してもらうかでした。ただ、制度は動き出したので、対内的には活動をしながらか、全員で協議をし、役割を確認するということを繰り返していましたが、対外的には、色々な機会に講演をすることが多く、条例制定の経過から制度の概要までの説明を何度もした記憶があります。私は、講演活動をするということは不慣れだったのですが、この時ばかりは機会があるごとに外に出ていました。函館にも出かけていました。

この時期の主な課題は、子どもの権利とは単なる子どものわがままを認めることなのではないかとか、学校経営に対し外部から干渉をするのではないかという懸念を払拭することでした。

そのため、「児童の権利に関する条約」（平成 6 年 5 月 22 日日本において効力発生）、平成 10 年に成立した川西市の子どもの権利条例「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「川西市子どもの権利条例」）」の説明をし、札幌市における条例の前史である平成 17 年の「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」の答申から最終的に平成 20 年 11 月に条例が制定されるまでの話をし、条例で認められた制度までの流れを話していました。

当時の講演のレジュメを読み返すと、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の基本的な構想が普遍的な人権に基づくものであり、一自治体の例外的な条例ではないということを説

明するために、次のような話をしていました。

「児童の権利に関する条約」は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。条約は、児童（18歳未満）を「保護の対象」としてではなく、「権利の主体」としている点で画期的でした。「子どもの権利条約」には4つの柱があり、第1の柱は生きる権利です。子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。第2の柱は守られる権利です。子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。第3の柱は育つ権利です。子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。第4の柱は参加する権利です。子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

このような画期的な条約を受け、最初に動いたのが川西市でした。川西市子どもの権利条例は平成10年に制定され、条例に基づく活動を開始した子どもの救済機関が個別の子どもの救済事案に関わることにより、素晴らしい成果をあげています。

2 平成21年当時の子どもの環境について

当時の、札幌市における子どもたちの置かれていた状況は現在とあまり変わっていないように思います。

救済委員として講演したものの中には児童虐待の話題も多く、典型的には次のような構成で話をしていました。

児童虐待の現状（平成20年版の青少年白書によると最近5年間で検挙件数は約2倍となっている。）、児童虐待の原因（①多くの親は子ども時代に親から愛情を受けていなかったこと②生活上のストレス③社会的孤立④親にとって意に沿わない子ども）、法的対応（児童虐待の防止等に関する法律の説明、虐待の定義や通報義務等）、子どもの権利救済機関の役割というものです。

対内的な研修においても、権利救済機関の相談は相談員が名前を明らかにし継続して相談するというものですから、相談員が虐待事案の相談を受けた際の通報をどのように行うのかという問題が真剣に議論されました。相談は虐待を行っている可能性のある家族か

らもあり得るので、相談員の方にとっても、曖昧な情報で虐待通報をすることは相手方との信頼関係を破壊するものである一方、虐待を疑い相手方の情報を意図的に集めようとする態度は相談員の倫理に反するものではないかと、相談制度の根幹にかかわるものでした。

個別事案へのコメントはできませんが、私の弁護士としての経験から考えても、最近でも子どもへの虐待問題は深刻であり、親権喪失・停止の審判申立てをせざるを得ない事案もあります。

権利救済機関における相談業務は、相談者が匿名であっても継続して同じ相談員が担当するので、親の社会的孤立を緩和し、虐待に至ることを防止する機能があると思います。この点は、今後とも重要な役割ではないかと考えます。

また、学校と子どもの関係も大きな問題として、学校における子どものいじめの講演も何度かしました。子どもの権利救済機関において、学校の問題事例の対応は最終的に救済委員の判断となりますが、調整等は主として調査員の方が主体となりました。学校の中に入り込んで、子どもと教師や他の生徒との関係を調整する場面においては、調査員の方の個性等が重要だったような印象を持っています。学校は、権利救済機関に相談をせざるを得ない子どもたちにとってストレスの多い場所であり、そのため夏休みや冬休み等の期間は相談件数が極端に減っていました。

弁護士の立場で無戸籍の子どもの問題にかかわったことがありましたが、無戸籍の子どもの存在は、学校側からの相談で判明することが多く、この点は担任や校長先生が気づき、権利救済機関に相談することによって解決につながることもあり得るのではないかと感じました。

3 私の救済委員の任期は3年間でしたので、平成24年3月末で終了しました。

権利救済機関が発足して10年がたちましたが、子どもたちの環境が目に見えて改善されたという印象はありません。「児童の権利に関する条約」を淵源とする権利救済機関の成果としてはあまりに小さいのではないかとと思われるかもしれません。しかし、さらに10年が経過した時点から振り返って、この機関の存在が既存の児童相談所等が持ちえなかった良き成果を子どもたちの世界にもたらすことは十分に期待できると考えます。